

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 26年 7月 31日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区岩本町3-10-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 山崎製ハン株式会社 飯島 延浩 電話 03 - 3864 - 3151					
主たる業種	ハン製造業	細分類番号 0 9 7 1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進、全部門での環境マネジメントシステムの導入等により、CO ₂ の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	環境推進会議の設置による、実施計画の策定、月毎の進捗管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,786.2 トン	18,227.4 トン	17,987.6 トン	17,975.0 トン	-3.9	
	評価の対象となる排出の量	18,655.5 トン	18,227.4 トン	17,987.6 トン	17,975.0 トン	-3.2	
実績に対する自己評価		・廃水処理用電気フロッグ 省エネタイプの導入 (H23年度40kWh/年削減) ・屋上遮熱シートの新設 2,000㎡ 1.0kWh/年削減 ・老朽化冷凍機等の更新 1.0kWh/削減					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高10億円)	767.72	792.84	778.35	721.89	-0.44
	実績に対する自己評価		温室効果ガスの排出量は平成23年度以降、省エネ意識の向上及び設備投資効果により減少傾向であり、平成25年度の原単位は、分母の生産高の方が前年度と比較し0.8%増加した為1.2%の減少となりました。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		66.0	88.0	88.0	88.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	特に夏季節電対策として、高効率機器の導入、屋上遮熱シートの新設、照明器具の間引き等を行いました。					
	(24)年度	照明のLED化、屋上遮熱シートの新設、エコポンプ導入、室外機散水フィルター設置などの節電対策を行いました。					
	(25)年度	次世代型熱利用設備導入事業（蒸気駆動式エアークンプレッサーの導入）にて、省エネを図りました。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤を控える措置を行っていない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	当事業所は、24時間365日稼働しており夜勤出勤や早朝出勤する従業員が多く、公共交通機関での通勤が困難であるが、近年は健康志向・節約志向により自転車通勤等が増えてきている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・地元宇治でのクリーン運動への参加 ・ライトダウンキャンペーンなどへの積極的参加 ・電力逼迫に伴う政府節電要請への対応						
特記事項							

注 1 該当する旨には、し印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、し印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。